

■ 学会賞（松山賞）とは

眼循環研究に関する学術振興を目的とし、我が国において眼循環研究で先駆的業績を残した松山氏を顕彰し、「松山賞」と称する。本会理事の中から推薦された選考委員により毎年1人を松山賞受賞者として選出し、受賞者は総会で受賞講演を行う。

■ 学会賞規定

第1条 日本眼循環学会(以下「本会」という)は、眼循環研究に関する学術振興を図る目的で学会賞を設け、この規定の定めるところによりこれを授与する。

第2条 学会賞は、我が国における眼循環研究において先駆的業績を残された松山秀一氏を顕彰し、松山賞と呼称する。

第3条 学会賞は、眼循環研究に関する眼科学の発展に著しく功績のあった者に授与する。

2. 学会賞は毎年1名に授与する。

3. 学会賞の受賞者には副賞を授与する。

第4条 学会賞は、本会理事から推薦された候補者の中から選出する。

2. 候補者は、選考を希望する年度の総会の6ヶ月前までに次の各号に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 業績目録

(3) 主要業績の説明（所定用紙）

(4) 推薦状（所定用紙）

3. 理事は、毎年1名の候補者を推薦することができる。

4. 受賞者は、再び候補者となることはできない。

第5条 受賞者の選考のため学会賞選考委員会（以下「委員会」という）を設置し、これにあたる。

2. 委員会は理事会の互選によって選出された6名をもって構成し、委員の互選によって委員長を選出する。

3. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4. 委員の任期は1期4年間とし、半数ずつ交代する。2期連続して委員となることはできない。

5. 委員会は、選考経過及び結果を速やかに代表理事に報告する。

6. 委員の欠員は次点者をもってこれにあてる。

第6条 代表理事は委員会の報告に基づき、理事会の承認を得て受賞者を決定する。

2. 代表理事は決定後速やかに受賞者及び候補者に結果を通知するとともに、受賞者名を機関誌に公表する。

第7条 この規定の改正は、理事会の議を経て代表理事が行う。

〔付 則〕 1. この規定は、平成22年7月29日から施行する。

〔経過措置〕 1. 初回委員の半数は任期を2年とし、2期連続して委員となることはできない。